

第 69 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	令和 2 年 6 月 11 日（木）14 時 00 分から 16 時 00 分まで
場 所	広島県庁 北館 5 階 収用委員会室
出 席 委 員	河合委員（委員長）、内田委員、折本委員、鳥谷部委員、松本委員
議 題	(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について (2) 抽出事案について ①その他河川 横浜川 1 2 災害関連緊急砂防工事 【西部建設事務所】 ②二級河川 沼田川水系 造賀川 河川災害復旧工事（平成 3 0 年災害第 3 4 0 5 号）その 2 【西部建設事務所東広島支所】 ③一般県道 栗谷大野線 舗装補修工事（その 2） 【西部建設事務所廿日市支所】 ④一級河川 芦田川水系 有美川 河川災害復旧工事（平成 3 0 年災害第 3 1 7 7 号） 【東部建設事務所三原支所】
審 議 対 象 期 間	令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
審 議 ・ 報 告 内 容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ T E L 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

○入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	1 0 6 件
指名競争入札	1 1 0 件
随意契約	5 8 件
合計	2 7 4 件

○指名除外措置を行った件数は 1 9 件

○低入札価格調査を行った件数は 2 件

○入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

○指名除外が多いようだが、何か理由があるのか。

○共同企業体で受注した工事については、下請けが事故を起こした場合、元請けも一緒に指名除外措置をとる。これによって、件数が増えているものである。また、災害復旧工事の件数が増えていることから、事故も増えていると考える。引き続き、安全管理を徹底するように周知をしていく。

○事故があったにも関わらず報告をしていない案件もあるため、きちんと報告するように周知等が必要であると思われる。

○低入札価格調査を行ったもので、否となった理由が「A適正な履行確保の基準における工事費総額での判断基準を満たさない」という案件があるが、具体的にはどういうことか。

○応札額が総額失格基準価格を下回ったため失格となった。

○調査対象とはなっているが、基準を下回っているかどうかという形式的な調査になるのか。

○そうである。

○否となった理由がA以外の場合は、実質的な調査があるということか。

○そうである。

○総額失格基準価格が非適用になっているものがあるが、どういうものが非適用になるのか。

○総額失格基準は、5億円を下回る工事について適用し、5億円以上の大規模工事については、非適用としている。

○大きな金額の工事ほど、技術が必要であり、施工期間が長くなるかと思われるが、なぜ非適用となるのか。

○規模が大きくなると様々な技術等を活用する工夫がしやすくなり、低価格でも適正に施工できる傾向があるため、非適用としている。

○落札率が 75%とかなり低くなっているが、審査の考え方は。

○当該案件では、3者の特定JVが入札に参加している。落札業者のみが際立って低い額で応札しているわけではなく、3者とも概ね近い額で入札しているため、この額で施工することは可能であると考えている。

○災害復旧工事のため緊急的に随意契約を行っているものの中で、入札をしているものとしていないものがある。何か基準があるのか。 ○随意契約理由の書き方は各発注機関によるのか。 ○指名競争入札を行った際は応札できなかったが、3か月後には社内体制が整ったため契約できたという事例があるが、どのようにして随意契約者として選定したのか。	○基準はないが、案件ごとに入札ができるかどうか判断している。災害復旧工事であっても、すぐさま人命や財産の危機に係るというものではなく一定の手続きを経ることができるものや時間がかかりすぎるため入札ができないというものもある。 ○そうである。分かりにくい場合には、分かりやすく記載してもらうようにしている。 ○当該案件は、業者の主任技術者が掛け持ちできる件数や、会社の体制等の理由で、実施できなかったが、他に受注している工事が終わったため実施できることになったということがわかり、また、随意契約者以外に受けられる業者がいなかったため、随意契約したのだと思われる。そのような経緯を明確に記載するよう発注機関に指導していきたい。 【建設産業課長／技術管理担当監】
---	---

審議内容	
議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案 1 その他河川 横浜川 1 2 災害関連緊急砂防工事	
意見・質問	回答
○資料 2 の入札参加資格者状況から、参加資格を持つものが 43 者いたようだが、なぜ 1 者応札となったのか。	○県内で多くの砂防工事が発注されており、業者が不足していたためだと考えられる。特に、当該工事は山の中に仮設道路を作る必要があり、仮設の手間がかかる分、利益も上がりにくいと業者が考えたのかもしれない。
○応札が多い工事と少ない工事は何が違うのか。	○道路改良工事のように、施工場所のアクセスがよいところは利益がでやすいため、応札が多い。また、河川の維持修繕工事も高度な技術は必要ないので人気だと思われる。一方、当該工事のように手間がかかる工事は、適正な利益がでるように積算はしているものの、最低限の利益しか取れなく、応札が少ない傾向にある。
○労力が大きい割には利益が少ないにも関わらず、なぜ 1 者は応札があるのか。	○地場の建設業者はその地域を守るという考えがあり、災害復旧工事であれば、多少利益が少ない状況でも応札してもらっている状況である。入札の透明性や公平性は大事にしているが、県民の安心安全な生活に必要な工事については、可能な限り早めに契約するよう進めている。
○43 者の入札参加資格者に向けて公告をしたのか。	○公告は入札参加資格者に限らず広く行い、公告を見た業者が工事できるかどうか判断して応札するという流れであった。
○43 者が公告を見ていない可能性もあるのか。	○可能性はある。
○見ているかどうか確認することはなく、結果的に 1 者の応札だったということか。	○そうである。
○特定の業者が推薦されたということはないのか。	○そのような談合行為は、もし行えばペナルティがあるということを各者がよく理解しているのでそういったことはない。また、西部建設事務所管内では、業者不足により、逆に県の方から工事を受注してもらうよう努力をしているという状況である。
○手間がかかる工事については、ある程度利益を増やすことができれば、応札者も増えるのではないか。	○標準的な歩掛で合わない工事について、どのように補正したらよいか業界と意見交換しながら設定している。また、災害復旧工事については、手間が増えているため、復興係数、復興歩掛という形で率を割り増しする仕組みを既に設けている。しかし、工事が非常に多くあるため、利益が多いところから順に受注されており、利益が少ないところは応札者が少ない傾向にある。利益を出すためには個別に歩掛を増やすなど対

○あまり利益にならないにも関わらず，1 者が高い落札率で落札しているのは出来レースのような感じに見えてしまうが理由はあるか。 ○特定の業者に振り分けているということではないのか。 ○1 者応札だとしても，100%の落札率よりかは95%であるとか，少しでも価格の努力をする方がよいかわかれる。一般競争入札という制度上，価格競争がおこるべきなのではないか。	応が必要であるが，個別の歩掛が正しいかどうか検証するのが難しく，整理に時間がかかるため応札してくれる地場の業者に頼っているのが現状である。 ○予定価格を事前公表しているため，他の業者が応札しないと想定し，予定価格で入札した結果，落札率が高くなったのではないか。予定価格で落札できずに，別の業者がより安い価格で落札するのならばそれでも良いという考えであり，予定調和で業者を決めているわけではない。 ○特定の業者に振り分けているということはない。昨年度は4割程度が不調になった時期もあり，今は少し改善してきているが，まだ施工中の工事がある中で，技術者の確保が難しい状況にある。そのような状況の中，災害復旧工事は現場条件が悪く，採算性が悪い中で一部の工事を除いては応札者が少なく，応札をお願いしている状況である。 ○他者が参加しないと想定できれば事前公表している予定価格の100%で応札があるのが現状である。ただし，他者が参加するかどうかということはあくまで想像でしかなく，競争がないわけではない。 【西部建設事務所長／建設産業課長 ／技術管理担当監】
---	---

審議内容	
議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案 2 二級河川 沼田川水系 造賀川 河川災害復旧工事（平成30年災害第3405号）その2	
意見・質問	回答
○29者を指名しているのにも関わらず、1者しか応札がないのは、抽出事案1と同様に利益が少ないからか。	○それも一つの要因である。また、当該工事は一度入札を行った結果不落になったものであり、その際に業者にヒアリングしたところ、技術者不足や下請けの確保が難しいなどが理由で辞退となったということが分かった。
○抽出事案1で説明のあったとおり、アクセスが悪いため応札者が少なかったことも要因として考えられるか。	○国道から近いところにあり、施工条件は比較的悪くない。しかし、東広島支所管内で、もともと参加資格を持っている業者が少ない中、災害復旧工事が多くなっており、なかなか新規の工事に着手する業者が見つからないのが現状である。
○29者は工事箇所から近い業者か。	○そうである。造賀川近辺の高屋町や西条町、八本松町などの業者を指名している。
○指名業者一覧の資料において、手持工事件数がゼロとなっている業者が多いようだが手持ち工事がゼロでも受注はできないのか。	○資料の手持工事件数は、県が発注する工事のみの件数が記載されており、東広島市や民間が発注した工事については書かれていない。
○東広島市や民間の工事を受注しているので県の工事を受注できる余裕がないということか。	○そこまでは不明だが、県の手持ち工事がゼロだから余裕があるということではない。
○当該案件も落札率が100%であるが、理由は抽出事案1と同様か。	○そうである。予定価格は事前公表であり、100%であれば受注できると判断したかと思われる。
【西部建設事務所東広島支所長】	

議題（2）抽出事案について	
抽出事案3 一般県道 栗谷大野線 舗装補修工事（その2）	
意見・質問	回答
○予定価格や当初契約金額は事前に公表していたのか。 ○入札額が低入札調査基準価格とほぼ同価格だが、事前に基準価格は予想できるものなのか。 ○調査基準価格ぎりぎりに入札するということは、受注意欲が高いということか。 ○応札者が11者と多い理由は何か。 ○工期はどれくらいか。 ○どのような工事だったのか。 ○劣化したので取り替えたのか。	○予定価格は事前公表であった。 ○調査基準価格は算定方法を公表しているので、計算することは可能である。 ○当該案件の契約者は、当該工事と接する舗装工事をすでに施工している業者であり、諸経費を抑えることができるため、調査基準価格ぎりぎりでも利益があるということで受注意欲が高かったと推察される。 ○請負金額440万円程度の舗装工事ということで、施工しやすい規模であったことや、施工実績を作るために人気がでたのだと考える。 ○約1か月程度であった。 ○もともとの舗装を全て取り、新しい舗装に取り替えるという工事であった。 ○そうである。 【西部建設事務所廿日市支所長】

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案 4 一級河川 芦田川水系 有美川 河川災害復旧工事（平成30年災害 第3177号）	
意見・質問	回答
○随契理由に「災害復旧箇所の背後に倉庫が近接しており、今後の豪雨等の増破防止のために緊急で工事を実施する必要がある。」とのことだが、平成30年7月の災害から時間はあったのではないか。緊急である理由は。	○災害復旧工事は、人が住んでいる住宅や住宅の近接箇所、通行止めになった道路で交通量が多いところ等から優先的に施工を進めていった。当該工事箇所は倉庫であるため、施工に着手していなかった。しかし、令和2年の3月頃に倉庫の所有者から床にひびがはいっており、護岸がさらに崩れているようだと連絡があり、緊急的に対応する必要があった。
○所有者からの連絡がなければ入札をやっていたのか。	○通常のとおり入札を行って実施していたと思う。
○どのようにして業者を選定したのか。	○所有者から連絡を受けた際に、入札を行う場合の指名対象業者である世羅町内のC、Dランクの業者に手持ちの工事件数や配置予定技術者の空き状況について聞き取りを行ったところ、既に工事を施工していたり、今後受注する予定があるため技術者がいないということで受注する余裕がないということがわかった。そのような状況の中、当該随意契約者であればすぐに着手が可能ということがわかったため、随意契約を締結し、緊急的に土のうを積んだ。
○土のうを積んで工事は完了か。	○完了ではなく、本復旧工事をする必要がある。本復旧工事を行うに当たっては田んぼに工事用道路をつくらないといけないが、9月頃までは田んぼに道路を通せないということで、9月頃から本復旧のブロック積みを行う予定である。
○この契約は本復旧工事を含む契約か。	○そうである。
○倉庫の写真から2階があるように見えるが、人が住んでいるわけではないということか。	○住んでいない。
○住宅と倉庫では入札における手続きの違いがあるのか。	○住宅であっても倉庫であっても、本来は入札を行って契約すべきであるが、当該案件は緊急的に施工する必要があるため、通常の入札手続きを行うと時間がかかるため随意契約を行った。4月になると、雨が降りさらに被災が進むという懸念があったことや田んぼが収穫期に入る前の3月中に最低限土のうは積む必要があるという状況であった。
○定期的に災害復旧工事が必要な箇所の現地視察	○被災箇所の工事周辺等の状況を確認し、危ない

は行っているのか。連絡があったところから緊急的に行うのは公平なのか。

状況であれば災害復旧工事が必要かどうか定期的に確認している。

【西部建設事務所長／建設産業課長】